

(仮称)ふれあい安心名簿条例(素案)に対する意見募集
(パブリックコメント)の実施結果について

(仮称)ふれあい安心名簿条例(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しましたところ、13人の方から43項目の意見をいただきました。
貴重なご意見をありがとうございました。

提出いただいたご意見を集約した結果と、それに対する市の考え方を次のとおりお知らせします。

【結果公表閲覧期間】

平成21年11月24日(火曜日)から12月23日(水曜日)まで

【閲覧場所】

- (1) 市ホームページ
 - (2) 総務部 総務課(箕面市役所 本館2階 206番窓口)
 - (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階 15番窓口)
 - (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所
 - (5) 中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館
 - (6) みのお市民活動センター
- (2)から(4)までは、市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで
(5)(6)は、各施設の閉館日の閉館時間中

【いただいた意見の集約結果と市の考え方】

いただいたご意見は下表のとおり43項目に分類し、各項目に市の考え方を記載しています。
市の考え方は表のとおりですが、今回いただいたご意見や市内4カ所で開催いたしました説明会では、条例の目的や作成・利用に関するルールの意図・意味に分かりにくい部分があるところのご指摘をいただいています。
それらのご意見等を踏まえ、みなさまにご理解していただき、条例を議会に提出したいと考えています。
そこで、条例(素案)について、市として再考したうえで、改めてパブリックコメントを実施するとともに、分かりやすい資料を作成し、説明会も開催いたします。
なお、パブリックコメント及び説明会は平成22年1月に実施・開催する予定であり、広報紙・市ホームページ等でお知らせします。
これに伴い、条例議案の提出も、平成22年2月の市議会定例会になる予定です。

項目	番号	意見等(要約)	市の考え方
条例の趣旨・目的	1	個人情報保護法の誤解があるのが周知不足なら、理解を求める努力をすべき。	パンフレットや説明会資料で個人情報保護法の誤解について、周知していきたいと考えています。
	2	名簿が有益であることの機運を高めるべき。	名簿の有用性や個人情報を保護する視点からのルールについて、今後も周知・啓発を図っていきたいと考えています。
	3	条例の趣旨や目的の理解が促進されるよう、前文又は第1条について、工夫すべき。	分かりやすい文言によるパンフレットや具体の申請資料等を作成し、説明会を開催するなど、啓発に努めます。
	4	名簿がどのように有用なのか具体的に示すべき。	第1条の目的にありますように「地域団体の活性化及び災害その他緊急時連絡」に有用であり、具体にはコミュニティの醸成や災害等の迅速な情報伝達、安否確認等に活用できるものと考えています。
	5	ふれあい名簿の目的なり機能がはっきりしない。民生委員が災害発生時等にも、高齢者等の情報を持っているではないか。	民生委員の持つ情報は民生委員の活動のための情報であり、自治会などへ目的外に情報をお渡しすることは、平時にはできませんが、本市個人情報保護条例の考え方では、災害発生等の緊急時には民生委員の情報も必要な範囲で利用できるものと考えています。
過剰反応	6	名簿を封筒に入れ密封し、必要なときは自治会長等が開封するシステムであっても情報を出してもらえない人がいる。	名簿の有用性や個人情報を保護する視点からのルールについて、今後も周知・啓発を図っていきたいと考えています。

名簿管理者	7	法的責任とは具体的にどういうことか 条文に記載して欲しい。 作成者・管理者に法的責任がないこと を書いて欲しい。	不正な取扱いをしたこと自体で法的な責任があると考えています。 条例では罰則等は規定していませんが、漏洩等によって具体的に損害が発生したときは、民法上の損害賠償などが想定されます。
	8	名簿管理者の役割等について説明不足。	分かりやすい文言によるパンフレットや具体の申請資料等を作成し、説明会を開催します。
	9	名簿は市側から配布するようにして欲しい。 管理責任者の負担が大きすぎる。	申請された名簿であっても、市への名簿提出は義務づけていませんので、会員への配布は団体で行っていただくこととなります。
	10	名簿管理者を引き受ける人は少ないと思われる。	負担がかかるとは思いますが、個人情報保護のためには、名簿情報の管理上、名簿管理者は必要と考えています。
認証記号	11	本条例は、個人情報を出したくない人 に対する説得力の助けになるものとして 考えられる。お墨付きの効力は？	個人情報の提供は、本人の同意のうえでなされることが前提であり、安心して名簿を作成・利用していただけるよう、条例は漏洩等が起こらないようなルールを定めています。
	12	強制的でなく、任意の提出でよいのか。	認証記号の申請は任意です。
	13	構成員の相当数が名簿登載に同意しない ときの、認証について規定すべき。	基本的には同意された情報で名簿を作成するのがルールと考えており、同意されない人がいることを理由に認証に差をつけることは考えていません。
	14	申請しない名簿は守られないことになるのか。	認証の申請をされない団体は条例の対象外ですが、条例を参考にさせていただくなど、各団体で個人情報の保護を実施していただくこととなります。
漏洩・業者	15	名簿が一人歩きすることが問題である。	条例で個人情報を保護するための名簿の利用や管理について定めています。
	16	一部の悪者のために善者が迷惑するのは、 どの世界でも同じである。	悪意だけでない、不注意で漏洩することも想定されますので、利用や管理についても周知する条例内容となっています。
	17	情報の漏洩など名簿管理上のリスクは 小さくない。	条例に基づき各団体が名簿を取り扱っていただくことで、安心して作成及び利用できるものと考えています。
	18	万が一、名簿が第三者に渡った時は。	まずは、団体・利用者が第三者に渡らないように管理してください。渡ったのが業者であれば、個人情報を5000件以上持っている可能性が高く、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者になりますので、法に基づく罰則等の対象になります。
	19	名簿を売買、使用する業者等への対応が 書かれていない。	名簿を売買、使用する業者は個人情報を5000件以上持っている可能性が高く、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者になりますので、法に基づく罰則等の対象になります。
条例に否定的・条例不要	20	趣味の団体等は使用目的に応じて、今の 名簿を作成されている。本条例は何の 助けになるのか。	問題なく名簿をつくられている団体は、そのままの作成もできますし、条例に基づく作成も可能です。名簿の作成に苦慮している団体等に対し、個人情報を保護しながら、名簿を作成・利用するためのルールを条例で定めています。
	21	本条例は、不要であると考える。	有用な名簿の作成を進める手助けとして、条例の必要性はあると考えています。
	22	毎年、役員が交代するので、取扱いが 複雑になってくる。	名簿の作成・管理等についてのルールを定めた要綱を各団体で定めていただきますが、要綱を定めるときの見本となるものを市で作成し、みなさんにお示しします。それを参考に各団体で要綱を定めていただくことによって、役員さんが交代しても、引き継いでいけるものと考えています。
	23	災害や独居高齢者のことを考えていない。	災害時や独居高齢者の見守りにも名簿は有用であると考えています。名簿が作成しやすい条件整備の一つとして、個人情報に配慮したルールを定めた条例を制定したいと考えています。
	24	緊急時の備えを地域に啓発し、連携を 図れば十分であり、条例に必要性はない。 名簿の目的外利用等の危険がある。	災害時や独居高齢者の見守りにも名簿は有用であると考えています。名簿が作成しやすい条件整備の一つとして、個人情報に配慮したルールを定めた条例を制定したいと考えています。
	25	条例の大半は、管理に関するもので、 既にみんなが気をつけていることであり、 なぜ条例が必要なのか理解できない。	現実に名簿作成に困難をきたしている団体もあり、個人情報を保護したうえで名簿作成を行っていただくため、名簿の作成や管理に関するルールを条例で定め、名簿作成を進めていただきたいと思います。
	26	名簿管理者の設置や申請を行う理由は 何か。手続が増えることは名簿づくりに マイナスでないか。	現実に名簿作成に困難をきたしている団体もあり、個人情報を保護したうえで名簿作成を行っていただくため、名簿の作成や管理に関するルールを条例で定め、名簿作成を進めていただきたいと思います。

条例賛成	27	条例制定に賛成	意見をお伺いし、さらに検討を加えます。
	28	説明会に参加して、条例の意図・意味・目的が明確になった。	条例が可決されましたら、分かりやすい文言によるパンフレットや具体の事務資料等を作成し、説明会を開催します。
市の相談等	29	第16条第2項(市の相談等)の内容は不十分であり、詳しく具体的に説明が欲しい。	分かりやすい文言によるパンフレットや具体の事務資料等を作成し、説明会を開催します。
分かりにくい	30	私の地域に住んでいる者にとっては、条例の趣旨がわかりにくい。自治会員にも説明しにくい。	分かりやすい文言によるパンフレットや具体の事務資料等を作成し、説明会を開催します。
その他	31	本条例を施行するときのリスクは？	名簿の作成や認証を強制していると誤解が生まれることや、個人情報の提供を強制すると誤解されることが想定されます。
	32	作成者や管理者が名簿をつくりやすい条例として欲しい。マニュアル的な条例として欲しい。具体的にみえるような条文にして欲しい。	条例文書は分かりにくい表現もありますが、法的な文書としての書き方もありますのでご理解をお願いします。マニュアル的な資料として、具体の事務等の資料を作成し、説明会を開催します。
	33	「必要かつ有用な名簿に協力をもとめることができる」など「できる」文調の条例にして欲しい。	有用な名簿作成を進める意味においては、「できる」調の方が適切かもしれませんが、安心して名簿を作成するには、個人情報の保護する観点からの規定が必要であり、禁止項目が必要と考えます。
	34	条例が可決されたら、必ず西小コミセンで説明会を開いて欲しい。	条例可決後の説明会については、まだ開催回数・場所は決めておりませんが、多くの方が参加できるように検討していきます。
	35	マンション規約を改正する場合は、調整が間に合わない。規約改正に反対されれば名簿作成は不可能。規約に対する条例規定はあるのか。	認証申請には期限がありません。名簿作成は団体として決定していただきますが、条例では名簿の有用性を規定しており、周知啓発に努めます。条例に規定された要項に該当する可能性があります。
	36	規約改正の必要があり、当マンションとしては提出しない方針。	認証の申請は任意です。
	37	住民登録より自治会別に清書したのと同じ。	住民基本台帳にはない連絡先等も名簿情報の対象となります。
	38	独居高齢者は民生委員が把握しているが、民生委員だけでは人数・受け持ち範囲から間に合わない。民生委員の情報を地域に渡してもらえるのか。	民生委員の情報は民生委員の活動のための情報であり、目的外に情報をお渡しすることはできません。しかし、地域での見守り活動は大変有意義であり、そのための名簿作成は本人同意を得て、本人から収集してください。
	39	自治会に未加入の人をどうするのか。	名簿作成がコミュニティ形成の一助となることを願っており、自治会加入の促進及び結成に向けた取り組みを今後も進めていきます。
	40	第7条第2項「同意を得たうえで」については、署名捺印した文書によることと明文化すべき。	同意は情報提供時に紙ベースで提出いただくよう、例示しますが、押印は必ずしも必要とは考えていません。
	41	配布後の訂正等がスムーズに対応できるか。	名簿に登載された本人から訂正等の申出があったときは、正しい情報にさせていただくために、訂正等は実施していただく必要があります。ただし、配布済みの名簿については回収・訂正は困難な団体もありますので、訂正等の通知でも可としています。
	42	この条例は、全市民に周知されているか。	パブリックコメント時に説明会を開催しましたが、条例が可決されましたら、パンフレット等を作成し、改めて説明会を開催します。
	43	この条例は、全市民に理解と協力を得ているか。	パブリックコメント時に説明会を開催しましたが、条例が可決されましたら、パンフレット等を作成し、改めて説明会を開催します。